

## 周南市立小学校小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する小規模特認校の就学等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模特認校 周南市内（以下「市内」という。）全域を次号で規定する通学区域として認める学校をいう。
- (2) 通学区域 周南市立小・中学校の通学区に関する規則（平成15年周南市教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）に規定する通学区域をいう。
- (3) 特認入学 児童又は就学予定者（以下「児童等」という。）が小規模特認校に通学区域外から通学するため入学（転入学を含む。以下同じ。）することをいう。

(小規模特認校)

第3条 周南市立小学校の小規模特認校は、周南市立須磨小学校及び周南市立八代小学校とする。

(特認入学期日)

第4条 特認入学の期日は、毎年4月1日を原則とする。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

(特認入学を認める人数)

第5条 特認入学を認める人数は、教育委員会が定める。

(就学要件)

第6条 小規模特認校への就学要件は、次の各号に掲げる全ての事項を満たす場合とする。

- (1) 特認入学を希望する児童等及びその保護者が現に市内に在住し、又は第4条本文に規定する特認入学の期日までに市内に転入する見込みがあること。
- (2) 小規模特認校の教育活動に賛同し、協力すること。
- (3) 保護者の責任及び負担において、児童を通学させること。
- (4) 原則として卒業まで就学すること。

(中学校への入学)

第7条 特認入学した児童が小規模特認校を卒業後に就学する中学校は、当該児童の通学区域の指定校又は小規模特認校校区の指定校のいずれかを選択できるものとする。

- 2 前項の規定により小規模特認校校区の指定校を選択した場合は、指定校変更の手続きを行わなければならない。

(就学の申請)

第8条 特認入学を希望する児童等の保護者（以下「申請者」という。）は、特認入学申請書（別記第1号様式）を教育委員会が別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、小規模特認校の校長に当該申請書の写しを交付し、小規模特認校の校長は当該申請に係る児童等及び申請者と面接を行った後、受入れに係る意見書（別記第2号様式）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

- 3 第1項の申請書が、現に市立小学校に在籍する児童の保護者から提出された場合において、教育委員会は当該児童が在籍する小学校長に当該申請書の写しを交付し、当該児童が在籍する小学校長は意見書（別記第3号様式）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(審査及び通知)

第9条 教育委員会は、前条の申請書及び意見書が提出されたときは、特認入学の可否について審査し、その結果を特認入学許可通知書（別記第4号様式）又は特認入学不許可通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(特認入学許可の取消し)

第10条 教育委員会は、前条の規定により特認入学の許可を通知した後、当該許可をした児童等について第6条に規定する就学要件を満たさなくなったことが判明したときは、当該許可を取り消すことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消すときは、特認入学許可取消通知書（別記第6号様式）により申請者へ通知するものとする。

(就学校の変更)

第11条 この要綱の規定により小規模特認校又は小規模特認校校区の指定中学校に就

学している児童又は生徒が当該学校の就学が困難となった場合は、当該児童又は生徒の保護者は、在籍する学校の校長と協議の上、就学校変更届出書（別記第7号様式）を在籍する学校の校長を通じて教育委員会へ提出するものとする。

2 前項の規定による届出があったときは、規則第1条の規定により指定された学校に就学するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の周南市立小学校小規模特認校制度実施要綱の規定による特認入学の手続その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。